

第22期  
第17回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和3年10月25日(月) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎  | 2. 新野 清   | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹  | 5. 鈴木 政司  | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一  | 8. 齋藤 永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	橋本 達也
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	議案第 72号	農地法第3条の規定による許可について
日程第4	議案第 73号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第 74号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第 75号	農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第 76号	白鷹農業振興地域整備計画の変更について
日程第8	議案第 77号	令和4年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第17回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、大木事務局長。

**大木事務局長** はい。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、  
1番 樋口金一郎委員 2番 新野清委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 議案第72号 「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明申し上げます。

議案第72号 「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定の規定により許可申請があったので可否を求める。



権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。  
以上ご報告いたします。

**議 長** 引き続き、齋藤農地部会長よりお願いします。

**齋藤永治郎委員** はい。私から新規就農者面談会の結果報告をいたします。  
南陽市〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇〇〇さんについては、10月18日に、私のほか、児玉匡樹 農地部会副部長、中川要一委員、橋本補佐と「新規就農者面談会」を実施し、本人から提出されました「農地利用計画書」に基づいて聞き取りを行いました。

〇〇さんは、〇〇地内の空き家を購入しましたが、道向の農地も併せて購入するものです。空き家は空き家バンクに登録されており、農地は、9月の総会において空き家付属農地に指定した農地ですので、下限面積要件の3,000㎡未満の面積で取得するものです。現在は、南陽市在住ですが、今後、白鷹町に移住します。〇〇地内の農地の売買により、547㎡を取得するものです。野菜のほか、ハーブ、果樹、キクなどを栽培したいとのこと。

なお、空き家付属農地取得の要件である「5年間継続して耕作すること」については、誓約書の提出と聞き取りにおいて確認しております。  
農業をやっていききたいという意欲が見られ、今後、適正に農地が管理されるものと判断いたしました。  
以上、報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。2番案件について、5番 鈴木政司委員よりお願いいたします。

なお、2番案件についても「新規就農者面談」を行っておりますので、調査報告に引き続き 齋藤永治郎 農地部会長より、面談結果等について報告をお願いします。

**鈴木政司委員** はい、議長。

**議 長** はい、鈴木委員。

**鈴木政司委員** 2案件について調査のご報告をいたします。

10月14日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しています。  
労働力の確保状況につきましては、本人、母とのこと。  
技術は本人10年、母60年の経験があり問題ないと思われ。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。  
取得する農地は確認しております。  
必要な農作業に常時従事すると認められます。  
取得後の経営面積は3,871㎡です。  
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。  
以上ご報告いたします。

**議 長** 引き続き、齋藤農地部会長よりお願いします。

**齋藤永治郎委員** 私から新規就農者面談会の結果報告をいたします。

〇〇在住の〇〇〇〇さんについては、10月18日に、私のほか、児玉匡樹農地部会副部長、鈴木政司 委員、安達善晴 推進委員、橋本補佐と「新規就農者面談会」を実施し、本人から提出されました「営農計画書」に基づいて聞き取りを行いました。

〇〇さんの〇〇〇が所有している農地を取得し、耕作、管理していくものです。〇〇地内の農地の贈与により、1,371㎡を取得するものです。主にソバを栽培していきたいとのことです。農業用機械は耕運機1台を所有していますが、必要に応じて、地域の農業者にも手伝ってもらいながら、耕作していくとのことです。

近隣に支障がないよう農地を管理していくべきであるという、しっかりとした考えを持っており、今後、適正に農地が管理されるものと判断いたしました。以上、報告いたします。

**議 長**

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について、許可することに決しました。

日程第4 議案第73号 「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第73号 「農地法第4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 転用事業者 白鷹町○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所	在	大字○○○○○○○○
地	番	○○○番地○
地	目	畑
地	積	128㎡
転用目的		車庫・物置・通路

説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、10番 村上浩康委員よりお願いいたします。

**村上浩康委員** はい、議長。

**議 長** はい、村上委員。

**村上浩康委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月15日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに宅地として利用していた追認案件となります。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに実施済みです。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに実施済みです。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと

判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

### 《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第5 議案第74号 「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

橋本事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第74号 「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	414㎡
規約の種類等		所有権の移転（売買）
転用目的		駐車場・雪捨場
		他1件
		説明は以上になります。

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、9番 丸川正博委員より調査報告を求めます。

**丸川正博委員** はい、議長。

**議 長** はい、丸川委員。

**丸川正博委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月16日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、残高証明書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。2番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いいたします。

**伊勢亀崇男委員** はい、議長。

**議 長** はい、伊勢亀委員。

**伊勢亀崇男委員** 2案件について調査のご報告をいたします。

10月13日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに境内地等として利用していた追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、贈与であったため費用はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに実施済みです。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。



隣接する境内地が併用地となります。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。以上ご報告いたします。

## **議 長**

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「許可相当」意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」をもって県に進達することに決しました。

日程第6 議案第75号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第75号 「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和3年度 第6回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和3年10月26日。

【新規】

番号 1

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○  
譲渡人 白鷹町○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○○○○○○  
地 番 ○○○○番地  
地 目 畑  
地 積 493㎡ 他33筆  
契約の種類等 使用貸借権の設定（10年）  
賃貸期間 令和3.10.26～令和13.11.30  
土地引渡時期 令和3.10.26  
他 2件  
説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、  
計画のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり第6回白鷹町農用地利用集積計画を決定しま  
した。

日程第7 議案第76号 「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」を  
議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

橋本事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第76号 「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」白鷹農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求める。

1. 農用地区域変更の内容

農用地区域除外 田 0㎡ 畑 668㎡ 計668㎡

2. 農用地区域除外の内訳

1. 所 在 大字○○○○○○

地 番 ○○○○番地○

面 積 668㎡

登記地目 畑

現況地目 畑

除外する具体的理由 建設工事を営んでおり、ここ数年の工事依頼の増加に伴い、資材数が増加し資材置場のスペースが必要なため。説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については、変更するに「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第8 議案第77号 「令和4年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より説明を求めます。

**橋本事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、橋本補佐。

**橋本事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第77号 「令和4年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について、次のとおりとすることの決定を求める。別紙のとおり。説明は以上になります。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり意見書を提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件については、提案のとおり意見書を提出することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第17回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第17回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和3年10月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_